

# 公有地の拡大の推進に関する法律（以下、「法」という。）に基づく土地取得計画の提出について

## 1 土地取得計画の目的

法に基づき、市では買取協議をする地方公共団体等を決定することになりますが、翌年度において買取希望のある土地について、事前に地方公共団体等から土地取得計画を入手することで、事務を円滑に執り行うことを目的としています。

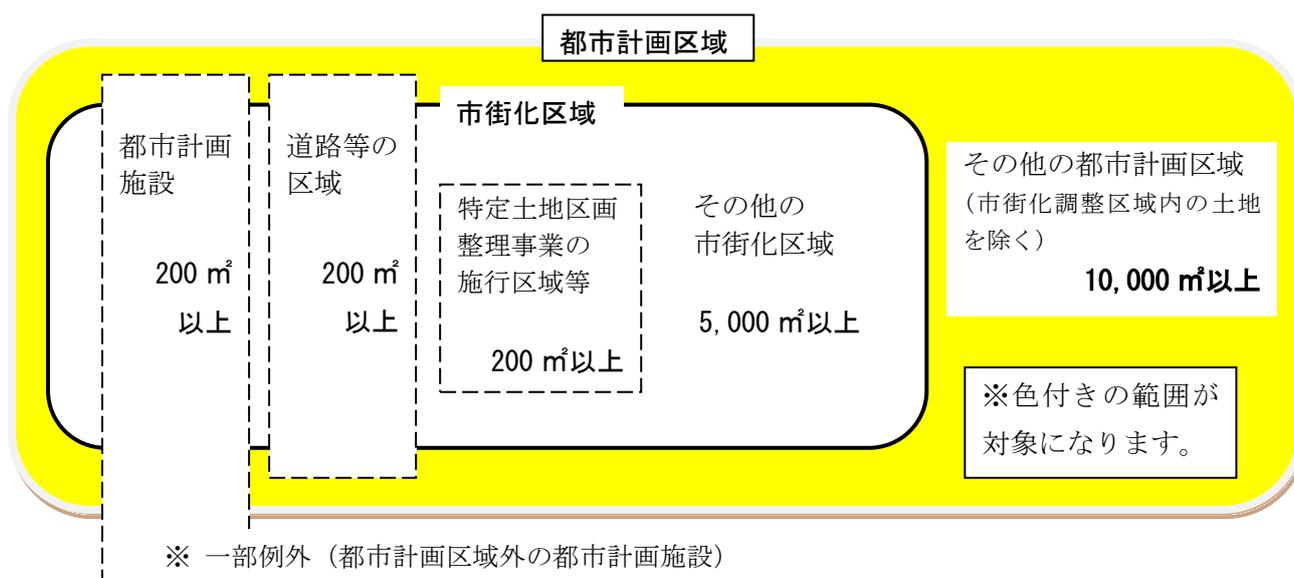
## 2 対象となる地方公共団体等

法に基づき次の地方公共団体等が対象となります。

買取協議のできる 地方公共団体等 (法第2条第2号・施行令第1条)	地方公共団体，土地開発公社，港湾局，地方住宅供給公社，地方道路公社，独立行政法人都市再生機構
---	--

## 3 土地取得計画の対象となる土地の範囲

角田市市内における法4条第1項第6号の土地（下図、色付き部分）について、買取希望がある場合は、土地取得計画を作成してください。

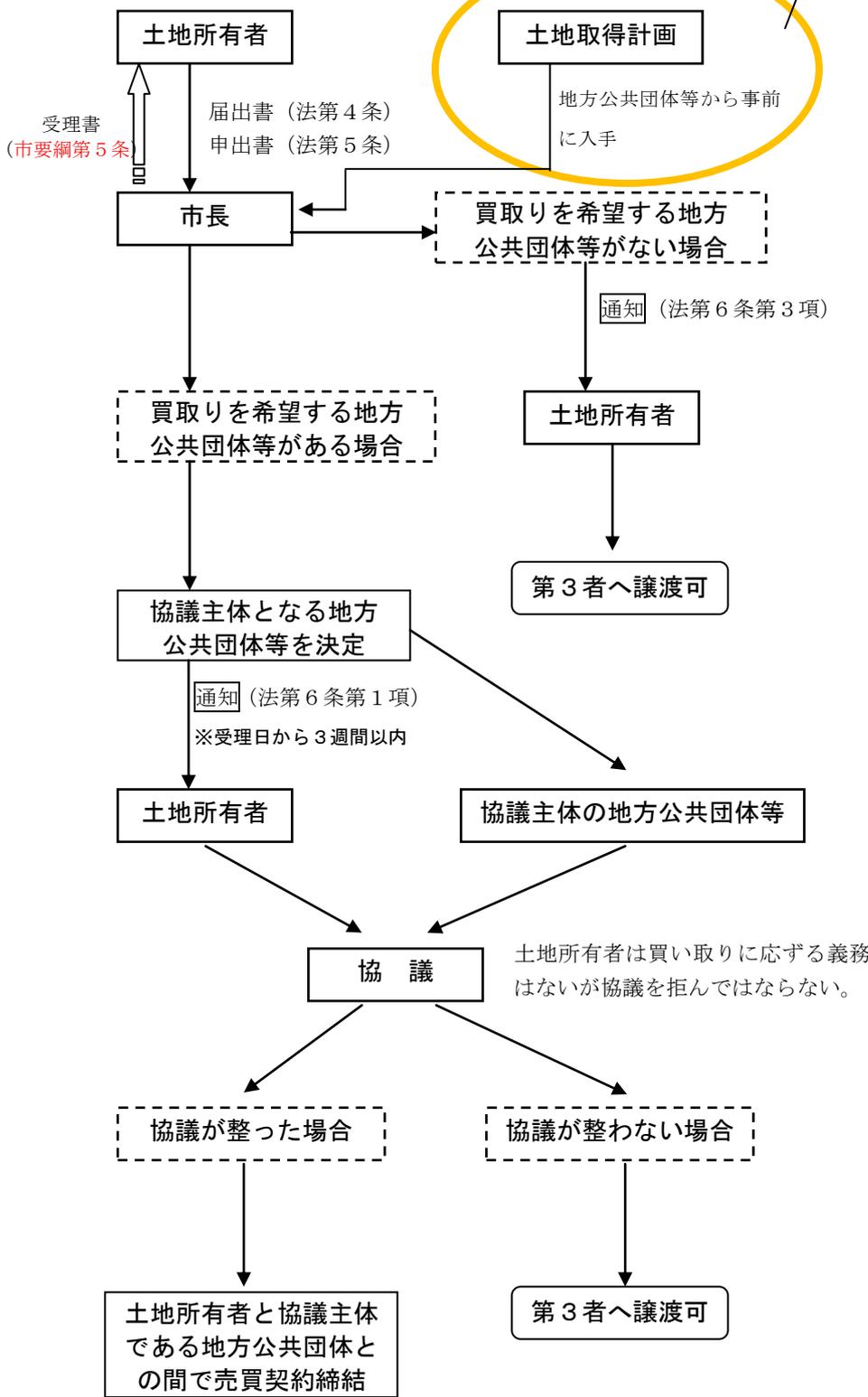


## 4 土地取得計画を提出する場合

翌年度において、対象となる土地がある場合は、年度末までに、土地取得計画を作成し、角田市長まで提出ください。提出される場合は、当該土地の所在地を明示した 2,500 分の 1 以上の図面を添付してください。

【届出・申出制度のフローチャート】

※この土地取得計画について、提出ください。



- 土地取得計画  
市要綱第2条 様式第1号
- 届出・申出書  
則別記様式1又は2
- 受理書  
市要綱第5条 様式第2号
- 買取り希望の照会・回答  
市要綱第6条、第7条 様式第3, 7号
- 買取りのない旨の通知  
市要綱第6条 様式第4号
- 地方公共団体等の決定  
市要綱第8条 様式第6, 7号
- 買取りの協議  
市要綱第9条
- 協議の結果の報告  
市要綱第10条 様式第8号

注1) 法：公拡法，則：公拡法施行規則，市要綱：公拡法第2章の事務取扱に係る要綱  
 注2) 要領及びその様式は市で定めた様式